



ジュネーブ便り

第25回

インダストリアル・グローバルユニオン
書記次長

松崎 寛

スイスにおける年金改革 「13カ月目」の年金の意義と今後の課題

本年3月3日、スイスで年金改革に関する国民投票が行われました。その改革法案のひとつは、労働組合が提案した12カ月分の年金に「13カ月目」の年金を追加する年金受給額の増額案であり、過半数以上の賛成を得て可決されました。世界でも例

写真1：労働組合UNIAの「定年延長反対、13カ月目の年金に賛成」ポスター
写真出所：https://zuerich-schaffhausen.unia.ch/agenda/detail/a/18269



を見ない「13カ月目」の年金支給は2026年から開始される予定となっており、労働組合を中心とする中道左派連合は国民による歴史的勝利だと法案可決を歓迎しています。一方で、年金財源の確保や持続可能性が不透明だとして右派・中道政党、スイスの主要企業団体は猛反発しています。本稿では、賛否両論のある「13カ月目」の年金の意義と今後の課題について報告します。

スイスの年金制度と年金受給者の現状

スイスの年金制度は日本に類似した制度となっており、3階建てになっています。1階部分は、日本の国民年金（基礎年金）に当たる老齢・遺族年金（AHV / AVS）です。スイスで働く、あるいは居住する全ての成人に加入が義務付けられており、年金の受給開始年齢は本人も遺族

（遺児、寡婦、寡夫）も男性65歳、女性64歳となっています。現役世代が年金受給者を支える賦課方式で、年金原資の約3割は連邦税で賄われています。2階部分は企業年金（BVG / LPP）です。全ての従業員は労使の代表者が運営する積立方式の年金基金に加入義務があり、年金原資は雇用主と従業員が半分ずつ負担します。企業年金基金は積立金を資産運用し、定年退職時から年金を受給できます。3階部分は個人年金です。いわゆる個人型確定拠出年金で、任意加入による投資信託、銀行貯金、生命保険などで積立資金を運用し、老後に一時金または年金として受け取ることができます。この制度です。

スイスの年金制度は他国に手本にされるほど優れた年金モデルとされていますが、日本と同様、高齢化社会の到来で老齢・遺族年金や企業年金の財源不足が指摘されており、抜本

的な年金改革の必要性に迫られています。またシニア世代のなかでもフルタイムで働いた期間が比較的短い年金受給者は収入を主に老齢年金に依存しており、物価の高いスイスでの生活維持に加え、昨今のインフレにより生活苦に陥っています。スイスの年金生活者が経済的困窮から逃れるために物価の安い国外に移住するケースも増えており、そうした国外年金受給者への老齢・遺族年金の支払いは全体の7%超にもなっています。

「13カ月目」の年金の意義と今後の課題

今回の国民投票でスイス労働組合連合（SGB / USS）が提案した12カ月分の年金に「13カ月目」の年金を追加する年金受給額の増額案「より良い老後生活のために（13カ月目の年金イニシアチブ」国民発議）」（写真1、2）はインフレと物価



写真2：労働組合 UNIA による「13カ月目の年金」キャンペーンの様子
写真出所：https://unia.ch/de/aktuell/aktuell/artikel/a/19605

回の投票結果の歴史的意義について格差解消の「重大な分岐点」と評価しており、老後安泰な富裕層だけでなく、普通の人々が普通に暮らすことができるための重要な政策だと言及しています。

一方で年金受給額の増額は右派・中道政党、スイスの主要企業団体が財政的に不健全だとして激しく反発したほか、スイス連邦政府と議会も反対してきました。今回の国民投票

では、右派の急進民主党政青年部が公的年金制度の財政確保を目的とし、年金受給開始年齢（定年）を66歳に

引き上げる案「安全で永続的な老後保障のために」も投票にかけられま

した。今後10年間で定年を65歳から66歳に段階的に引き上げ、その後は

平均寿命に連動させるという案でしたが、反対74・7%、全ての州も同案に反対したため否決されました。可

決されていれば2030年までに約20億フランが節約でき、少なくとも

2033年までの年金財源を確保できるとされていました。「13カ月目」

の年金には約40億フランの財源確保が必要とされており、現役世代（被雇用者）の保険料負担を増やすか、付

加価値税（VAT）を増やすか、あるいは連邦政府財政割合を変更するの

かなど、すでに真剣な議論が始まっています。スイスにおける租税・社会保険の負担率（国民負担率）は39・7%と主要ヨーロッパ諸国が50%を超えるなかで先進諸国と比べても最も低い部類に属しており、日本（47・9%）よりも低く抑えられています。そうした国際比較の観点から年金の追加財源は確保できるとの分析もあります。

今回の国民投票で「13カ月目」の年金が支持され、年金受給開始年齢（定年）の引き上げが反対された背景には、高齢者の雇用政策の欠如もあると指摘されています。スイスの専門家やエコノミストは、高齢者の採用差別が労働市場にまん延し、教育・訓練面でも高齢者は不利な立場にあるとしており、高齢者の雇用政策が整備されなければ次回の国民投票でも年金受給開始年齢（定年）の引き上げ案は失敗に終わると指摘しています。

社会保障制度は誰のためのものか

「13カ月目」の年金を提案したスイス労働組合連合（SGB / USS）のビエール・イヴ・マイヤール会長は、投票結果を受けて、「長年働いてきた全ての人への素晴らしい知らせだ。スイスでは国民が力を持つ。そして、

私はこの国とこの国の民主主義をとっても誇りに思う」とコメントしています。国民自ら主役となり自身の社会保障の方向性を決めていく。いま世界中に逆風が吹いている民主主義に大切なことだと思えます。日本では社会保障制度を含め、物価上昇による一般市民の生活苦、超少子高齢化、社会経済の不安定化などの課題に対応すべき明確な方向性が見いだせていません。国政選挙の投票率が50%を下回る勢いのなかで、今後あるべき民主主義を議論し、政治改革に着手すべきではないでしょうか。



松崎 寛 まつざき かん

1998年金労協に入局。国際局、政策局で主任として産業政策、環境政策の立案をはじめ海外労働紛争防止ツールの作成などに活躍。2010年9月1日からIMF本部（現インダストリアル）に赴任。造船・船舶解撤 / ICT・電機・電子部門担当部長を経て、2021年9月から書記次長。

上昇に年金受給者が対応できるようにするのが目的です。左派政党やシニア世代から幅広く支持を集めたほか、現役世代からも多くの票数が集まり、投票の結果、賛成は58・2%、可決に必要な州票の過半数も獲得しました。これにより2026年からスイス国内で被雇用者が企業からボーナスとして受け取る「13カ月目の月給」のように、老齢・遺族年金（AHV / AVS、日本の国民年金に相当）の毎年12カ月分に加え「13カ月目」の年金が追加支給されこととなり、これは年金受給額の8・33%増に相当します。社会民主党（SP / PS）は今